

瑞穂町税賦課徴収条例 新旧対照表

新	旧
目次 略	目次 略
第1章 略	第1章 略
第1節 略	第1節 略
第2節 賦課徴収	第2節 賦課徴収
第7条から第18条の3 略	第7条から第18条の3 略
(納税証明書の交付手数料)	(納税証明書の交付手数料)
第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、瑞穂町手数料条例(<u>平成12年条例第8号</u>)による。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。	第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、瑞穂町手数料条例(<u>昭和61年条例第17号</u>)による。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。
2 略	2 略
第19条から第22条 略	第19条から第22条 略
第2章 略	第2章 略
第1節から第5節 略	第1節から第5節 略
第6節 特別土地保有税	第6節 特別土地保有税
第131条から第136条 略	第131条から第136条 略
(特別土地保有税の税額)	(特別土地保有税の税額)
第137条 略	第137条 略
(1) 略	(1) 略
(2) 法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税 それぞれ、同条第2項第2号又は第3号の課税標準額に第135条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第2号又は第3号の土地の取得に対して都が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格(法第599条第1項第2号又は第3号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定しない場合_____	(2) 法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税 それぞれ、同条第2項第2号又は第3号の課税標準額に第135条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第2号又は第3号の土地の取得に対して都が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格(法第599条第1項第2号若しくは第3号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定しない場合又は

_____に は、令第54条の38第1項に規定する価格) に100分の4を乗じて得た額の合計額を控 除した額 第138条から第140の6 略 (土地に対して課する特別土地保有税に関 する規定の準用) 第140条の7 第140条の2の規定により特別土 地保有税を課する場合には、第131条から第 140条までの規定中土地に対して課する特 別土地保有税に関する規定(第131条第1項 及び第2項、第134条から第137条まで並びに 第139条第1項の規定を除く。)を準用する。 この場合において、第131条第4項及び第5項 中「第1項の土地の所有者又は取得者」と_____ _____あるのは、「第1 40条の2に規定する遊休土地の所有者」と、 第139条第2項及び第140条第2項中「法第599 条第1項」とあるのは、「法第625条第1項」 と読み替えるものとする。 附 則 第1条 略 (適用区分) 第2条 この条例による改正後の瑞穂町税賦 課徴収条例_____の規 定は、この附則において特別の定めがある ものを除くほか、昭和29年度分の町税から 適用する。 第3条から第7条の3 略 (寄附金税額控除における特例控除額の特 例) 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける 町民税の所得割の納税義務者が、法第314条 の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場 合に該当する場合又は第34条の3第2項に規	<u>第131条第6項の規定の適用がある場合に</u> は、令第54条の38第1項に規定する価格) に100分の4を乗じて得た額の合計額を控 除した額 第138条から第140の6 略 (土地に対して課する特別土地保有税に関 する規定の準用) 第140条の7 第140条の2の規定により特別土 地保有税を課する場合には、第131条から第 140条までの規定中土地に対して課する特 別土地保有税に関する規定(第131条第1項 及び第2項、第134条から第137条まで並びに 第139条第1項の規定を除く。)を準用する。 この場合において、第131条第4項及び第5項 中「第1項の土地の所有者又は取得者」と<u>あ り、及び同条第6項中「第131条第1項の土 地の所有者又は取得者」とあるのは、「第1 40条の2に規定する遊休土地の所有者」と、 第139条第2項及び第140条第2項中「法第599 条第1項」とあるのは、「法第625条第1項」 と読み替えるものとする。</u> 附 則 第1条 略 (適用区分) 第2条 この条例による改正後の瑞穂町税賦 課徴収条例(<u>以下「新条例」という。</u>)の規 定は、この附則において特別の定めがある ものを除くほか、昭和29年度分の町税から 適用する。 第3条から第7条の3 略 (寄附金税額控除における特例控除額の特 例) 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける 町民税の所得割の納税義務者が、法第314条 の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場 合に該当する場合又は第34条の3第2項に規
--	--

定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第7条の5から第10条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2から13 略

14 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

第10条の3から第13条の2 略

第14条から第19条の2 略

(特定暗号資産等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」

定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第7条の5から第10条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2から13 略

第10条の3から第13条の2 略

第13条の3 削除

第14条から第19条の2 略

という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額」とする。

(2)第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4)附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

第20条から第22条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 略

2 第10条の 規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について準用する。

第24条 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

ただし、附則第7条の4の改正規定及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条の規定は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 前条ただし書に掲げる規定による改正後の瑞穂町税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)附則第7条の4の規定は、前条ただし書に掲げる規定の施行の日(以下「ただし書施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、ただし書施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従

第20条から第22条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 略

2 第10条第1項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について準用する。

第24条 略

前の例による。

2 新条例附則第19条の3の規定は、ただし書
施行日の属する年度の翌年度以後の年度分
の個人の町民税について適用する。